

公益社団法人全日本不動産協会 代議員選出規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）の定款第 14 条に規定する代議員を選出するために必要な事項について定めることを目的とする。

（選挙の実施）

第 2 条 代議員を各地方本部において選出するための代議員選挙は、地方本部に所属する正会員で構成する地方本部総会において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、地方本部代議員を設置する地方本部においては、当該地方本部の各支部又は第 23 条に規定する選挙区に所属する正会員の中から選出された地方本部代議員で構成する地方本部総会において実施する。

3 前 2 項の規定は、定款第 15 条に規定する補欠の代議員を選挙する場合に準用する。

（定数の割当て）

第 3 条 各地方本部において選出すべき代議員の定数は、定款第 14 条第 2 項により各地方本部に割り当てられた数とする。この場合において、100 名に満たない端数については、100 名とみなして 1 名を割り当てる。

2 前項の定数は、代議員選挙を実施する事業年度の開始の日の 1 か月前（以下「基準日」という。）の正会員数を基準とし、代議員選挙管理委員会の決議により定める。

3 理事長は、基準日の到来後、遅滞なく、代議員選挙管理委員会に対し、基準日の正会員数（各地方本部に所属する正会員数を含む。）を通知しなければならない。

4 代議員選挙管理委員会は、第 2 項の決定後、遅滞なく、地方本部代議員選挙管理委員会に対し、その内容を通知しなければならない。

（選挙期日）

第 4 条 代議員選挙を実施するための地方本部総会は、基準日から 3 か月以内に開催する。

（選挙の公示）

第 5 条 代議員選挙管理委員会は、特別の事情がない限り基準日から 50 日以内に、本会のウェブサイトに掲載する方法により、代議員選挙の実施を公示しなければならない。

2 前項の公示は、各地方本部に割り当てる代議員の定数を含むものでなければならない。

3 代議員選挙管理委員会は、第 1 項の公示について、地方本部代議員選挙管理委員会と連携し、地方本部のウェブサイトに掲載する方法その他の適当な方法により、正会員に周知するよう努めるものとする。

（補欠選挙）

第 6 条 定款第 14 条第 7 項本文に規定する代議員選挙を実施した翌年の事業年度の開始の日の 1 か月前において代議員が欠け、又は代議員の員数が欠けている場合において、定款第 15 条の規定により補欠の代議員を選挙していないときは、当該欠員について、補欠選挙を行うことができる。

2 前項に規定する補欠選挙を実施する場合は、あらかじめ地方本部代議員選挙管理委員

会は代議員選挙管理委員会に届け出るものとする。

- 3 第1項の補欠選挙及び定款第15条第1項に規定する補欠の代議員選挙は、この規程に準じて実施しなければならない。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第7条 基準日において本会に所属する正会員は、代議員の選挙権を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において地方本部代議員を設置する地方本部に所属する正会員は、地方本部代議員の選挙権を有し、当該地方本部代議員を通じて代議員を選挙する権利を有する。
- 3 選挙権は、正会員又は地方本部代議員1名につき1個とする。

(被選挙権)

第8条 正会員は、定款第14条第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、その所属する地方本部において、等しく代議員選挙に立候補することができる。ただし、地方本部代議員を設置する地方本部においては、地方本部代議員として選出された者が代議員選挙に立候補することができる。

- 2 定款第14条第4項第4号に規定する理事会において指定する宅地建物取引業に関する研修は、宅地建物取引業法第64条の6に規定する研修であってその履修を証する書面(電磁的記録を含む。以下において同じ)が交付されるもの、又はこれに準ずるものとして代議員選挙管理委員会が指定する研修とする。

第3章 立候補

(立候補の届出)

第9条 代議員の候補者となろうとする者は、第5条第1項の公示があった日から7日以内に、その所属する地方本部の地方本部代議員選挙管理委員会に対し、書面(電磁的記録を含む。)を持参、郵送又は電磁的方法により送信することによりその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 前事業年度(代議員選挙を実施する事業年度の前事業年度をいう。)に実施された第8条第2項に規定する研修の履修を証する書面
 - (2) 当該地方本部に所属する正会員2名以上の推薦状(電磁的記録を含む。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方本部代議員を設置する地方本部においては、地方本部代議員として選出された者のうち代議員の候補者となろうとするものは、地方本部代議員として選出された日から5日以内に、第1項の届出をしなければならない。

(資格審査)

第10条 地方本部代議員選挙管理委員会は、立候補の期限満了日における立候補者の被選挙権について審査しなければならない。

- 2 地方本部代議員選挙管理委員会は、立候補者が被選挙権を有しないと判断した場合は、当該立候補者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 前条第3項の立候補者には、前2項の規定は適用しない。

（立候補者の公示）

第11条 地方本部代議員選挙管理委員会は、地方本部総会の開催日の7日前までに、立候補の届出のあった者のうち被選挙権を有する者の氏名及び推薦者2名（推薦者が2名を超えるときは、立候補者が指定する2名）の氏名を、本会及び当該地方本部のウェブサイトに掲示する方法により公示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地方本部代議員を設置する地方本部においては、地方本部代議員のうち立候補の届出があった者の氏名を前項の方法により公示するものとする。

第4章 選挙の方法

（選挙の方法）

第12条 代議員選挙の方法は、地方本部総会の決議による。

2 代議員の立候補者数が、当該地方本部において選出すべき代議員の定数を超える場合には、投票による決議を行わなければならない。

（投票の方法）

第13条 投票は、次の各号のいずれかの方法のうち地方本部代議員選挙管理委員会が選択するものによる。

(1) 正会員が、投票用紙に代議員の候補者のうち当該地方本部において選出すべき代議員の数の氏名を記載する方法（以下「非記号式投票」という。）

(2) 正会員が、投票用紙に氏名が印刷された代議員の候補者のうち当該地方本部において選出すべき数の候補者に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載する方法（以下「記号式投票」という。）

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

3 当該地方本部において選出すべき代議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票を得た候補者のうち得票数の多い順に当該定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる者を当選人とする。

(1) 得票数が同じである場合は、地方本部代議員選挙管理委員会において委員長がくじで定めた者

(2) 当選人が辞退した場合は、次点者

4 他の正会員から議決権の代理行使を委任された正会員は、その有する議決権の数の投票用紙の交付を受け、それぞれ投票するものとする。ただし、議決権を代理行使するにあたっては、当該地方本部代議員選挙管理委員会所定の委任状（電磁的記録を含む。）を所定の期限までに提出しなければならない。

5 書面により議決権を行使する正会員は、あらかじめ交付された所定の投票用紙又は電磁的方法により設定された投票フォーム（以下「投票用紙等」という。）に必要な事項を記載又は記録し、地方本部代議員選挙管理委員会が指定した方法により当該投票用紙等を提出しなければならない。この場合、当該投票用紙等が当該地方本部代議員選挙管理委員会所定の期限までに到達しないときは、当該投票は無効とする。

6 第1項の規定にかかわらず、地方本部代議員選挙管理委員会は、当該地方本部において選出すべき代議員の数が多数に及ぶことにより地方本部総会の当日において投開票を

実施することが著しく困難であると認めるときは、代議員選挙管理委員会の許可を受けて、正会員が投票用紙に記載することができる候補者の氏名又は○の記号の数を定めることができる。この場合において、第1項中「当該地方本部において選出すべき代議員の数」とあるのは「地方本部代議員選挙管理委員会が定めた数」と読み替える。

(開票)

第14条 地方本部代議員選挙管理委員会は、投票終了後直ちに開票しなければならない。

2 前条第5項の封筒は、前項の開票と同時に開封しなければならない。

3 地方本部監事は、開票に立ち会うことができる。

(投票の効力の決定)

第15条 投票の効力は、地方本部代議員選挙管理委員会が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 前条第3項の規定により地方本部監事が立ち会った場合において投票の効力に疑義が生じたときは、地方本部代議員選挙管理委員会は、当該地方本部監事の意見を聴くことができる。

(無効投票)

第16条 非記号式投票を実施した場合、次の各号のいずれかに該当する投票は、全て無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 選挙すべき代議員の数を超えて記載されたもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、役職、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。
- (5) 候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの

2 記号式投票を実施した場合、次の各号のいずれかに該当する投票は、全て無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの又は所定の○の記号の記載方法によらないもの
- (2) 候補者でない者に対して○の記号を記載したもの
- (3) 選挙すべき代議員の数を超えて○の記号が記載されたもの
- (4) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (5) 候補者のいずれに対して○の記号を記載したかを確認しがたいもの

(開票結果の報告)

第17条 地方本部代議員選挙管理委員会は、開票が終了したときは、直ちに、その結果を地方本部総会の議長に報告しなければならない。

(選挙の終了)

第18条 地方本部総会の議長は、前条の報告を受けたときは、その結果を議場に報告し、代議員が選出された旨を宣言しなければならない。

(郵便等による期日前投票)

第19条 地方本部代議員選挙管理委員会は、代議員の立候補者数が当該地方本部において選出すべき代議員の定数を超える場合において、立候補者数が多数に及ぶこと等により地方本部総会の当日において投開票を実施することが著しく困難であると認めるときは、

代議員選挙管理委員会の許可を受けて、郵便等による期日前投票を実施する旨を決定することができる。

- 2 地方本部代議員選挙管理委員会は、前項の決定に当たり、次の各号に掲げる事項を決定し、速やかにその内容を当該地方本部に所属する正会員に通知しなければならない。
 - (1) 郵便、ファクシミリ、電子メール、ウェブフォームその他の投票に利用する通信手段
 - (2) 投票の期限
 - (3) 開票の実施日
 - (4) 投票の真正を確保する方法
- 3 第1項の決定があったときは、投票は、前項第1号に規定する方法によつてのみすることができる。
- 4 投票用紙等が第2項第2号の期限までに当該地方本部代議員選挙管理委員会に到達しないときは、当該投票は無効とする。
- 5 第16条の規定にかかわらず、郵便等による期日前投票は、第2項第4号の事項の記載のあるものは有効とし、当該事項の記載のないものは無効とする。
- 6 郵便等による期日前投票を実施し、地方本部総会の議長が、地方本部代議員選挙管理委員会からの報告により、その結果を議場に報告し、前条の宣言をしたときは、投票による地方本部総会の決議があったものとみなす。
- 7 第13条第2項、同条第4項、同条第5項、第14条及び第17条の規定は、郵便等による期日前投票を実施する場合には適用しない。

(定数に満たない場合の選出方法)

- 第20条 代議員の立候補者が当該地方本部において選出すべき代議員の定数に満たない場合は、地方本部代議員選挙管理委員会は、代議員選挙管理委員会が別に定める基準に従い、代議員の被選挙権を有する者の中から、その不足する数の候補者を推薦する。
- 2 前項の場合、立候補者及び推薦候補者は、地方本部総会の決議を経なければ、代議員として選出することができない。

(地方本部代議員を設置する地方本部における選挙の方法)

- 第21条 地方本部代議員を設置する地方本部においては、本章中「正会員」とあるのは「地方本部代議員」と読み替える。

第5章 地方本部代議員の選出

(選挙の実施)

- 第22条 地方本部代議員を選出するための地方本部代議員選挙は、当該地方本部の支部に所属する正会員で構成する支部総会又は次条に定める選挙会（以下「支部総会等」という。）において実施する。
- 2 地方本部代議員を設置する地方本部の本部長は、地方本部理事会の決議を経て、前項の実施機関を定め、基準日の到来後、遅滞なく、地方本部代議員選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙会)

- 第23条 地方本部代議員を設置する地方本部は、地方本部代議員を選出するため、当該地

方本部を合理的な方法で区割りした選挙区を地方本部理事会の決議により定めることができる。

2 当該選挙区に所属する正会員は、選挙会を構成する。

3 本章の規定は、選挙会により地方本部代議員を選出する場合には、「支部」とあるのは「選挙区」と、「支部総会」とあるのは「選挙会」と、それぞれ読み替える。

（定数の割り当て）

第24条 各支部において選出すべき地方本部代議員の定数の割当ては、基準日における当該地方本部及び各支部に所属する正会員数を基準とし、地方本部代議員選挙管理委員会の決議により定める。

2 地方本部代議員を設置する地方本部の本部長は、基準日の到来後、遅滞なく、当該地方本部代議員選挙管理委員会に対し、基準日における当該地方本部及び各支部に所属する正会員数を通知しなければならない。

（選挙期日）

第25条 地方本部代議員選挙を実施するための支部総会等は、基準日から75日以内に開催する。

（選挙の公示）

第26条 地方本部代議員選挙管理委員会は、特別の事情がない限り基準日から50日以内に、当該地方本部のウェブサイトに掲載する方法により、地方本部代議員選挙の実施を公示しなければならない。

2 前項の公示は、各支部に割り当てる地方本部代議員の定数を含むものでなければならない。

3 地方本部代議員選挙管理委員会は、第1項の公示について、電子メールにより周知する方法その他の適当な方法により、当該地方本部に所属する正会員に周知するよう努めるものとする。

（補欠選挙）

第27条 定款第14条第7項本文に規定する代議員選挙を実施した翌年の事業年度の開始の日の1か月前において地方本部代議員が欠け、又は地方本部代議員の員数が欠けている場合において、地方本部の組織及び運営に関する規則第8条の規定により補欠の地方本部代議員を選挙していないときは、当該欠員について、補欠選挙を行うことができる。

2 前項の当該欠員についての補欠選挙及び地方本部の組織及び運営に関する規則第8条の規定による補欠の地方本部代議員選挙は、この規定に準じて実施しなければならない。

（被選挙権）

第28条 第8条の規定（ただし、第1項但し書きを除く。）は、地方本部代議員の被選挙権について準用する。この場合において、第8条第1項中「代議員選挙」とあるのは「地方本部代議員選挙」と読み替える。

（立候補）

第29条 第3章の規定（第9条第3項、第10条第3項及び第11条第2項を除く。）は、地方本部代議員の立候補の届出、資格審査及び立候補者の公示について準用する。この場合において、第9条第1項中「代議員の候補者」「第5条第1項の公示」とあるのは「地方本部代議員の候補者」「第26条第1項の公示」と、第9条第2項中「当該地方本部」

とあるのは「当該支部」と、第11条第1項中「地方本部総会」とあるのは「支部総会」とそれぞれ読み替える。

(選挙の方法)

第30条 第4章の規定は、第21条を除き支部総会において地方本部代議員を選挙する場合に準用する。この場合において、「代議員」とあるのは「地方本部代議員」と、「地方本部総会」とあるのは「支部総会」と、「当該地方本部」とあるのは「当該支部」と、それぞれ読み替える。

第6章 代議員選挙管理委員会

(職務)

第31条 代議員選挙管理委員会は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 代議員を選出するために必要な運営及び管理
- (2) 地方本部代議員選挙管理委員会の統括及び監督

2 代議員選挙管理委員会は、理事又は理事会から独立してその職務を行う。

(委員の選任)

第32条 代議員選挙管理委員会を構成する委員は、次の各号のすべてに該当する者の中から、理事会において選任する。

- (1) 正会員であって、本会の役員又は代議員でないこと。
- (2) 定款第14条第4項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 委員にふさわしい見識を有しており、公平かつ公正な職務執行が期待できること。

2 委員は、3人以上とし、委員長は委員の互選とする。

(委員の任期)

第33条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結日後最初に開催される理事会の終結の時とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事会は、任期途中に欠員が生じた場合、当該欠員について補充選任を行うことができる。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(決議等)

第34条 代議員選挙管理委員会は、委員長が招集し、委員長を議長とする。委員長が不在のときは、出席委員の互選によって議長を選出する。

2 代議員選挙管理委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 代議員選挙管理委員会の議事は、議長以外の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

4 前項の議事について特別の利害関係を有する委員は、議事及び議決に加わることができない。

(地方本部代議員選挙管理委員会)

第35条 代議員選挙管理委員会の職務を補佐するため、地方本部に地方本部代議員選挙管理委員会を設置する。

2 地方本部代議員選挙管理委員会は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当該地方本部において代議員及び地方本部代議員を選出するために必要な運営及び

管理

- (2) 当該地方本部において代議員及び地方本部代議員の立候補者が定数に満たない場合における候補者の選考及び推薦
- 3 第32条から第34条の規定は、地方本部代議員選挙管理委員会に準用する。この場合、「代議員選挙管理委員会」とあるのは「地方本部代議員選挙管理委員会」と、「理事会」とあるのは「地方本部理事会」と、「本会の役員又は代議員」とあるのは「当該地方本部役員又は代議員もしくは地方本部代議員」と、「定時総会」とあるのは「定時地方本部総会」とそれぞれ読み替える。
- 4 地方本部代議員選挙管理委員会は、代議員選挙管理委員会の指示に従わなければならない。
- 5 地方本部代議員選挙管理委員会は、その委員1名又は2名以上を当該地方本部の支部総会等に派遣することができる。この場合において、当該支部総会等における地方本部代議員選挙管理委員会及びその委員長の職務は、当該委員が行う。

第7章 雑則

（地方本部総会等の運営）

第36条 代議員又は地方本部代議員を選出するために必要な地方本部総会又は支部総会等の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、地方本部の組織及び運営に関する規則に定めるところによる。

（規程の改廃）

第37条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成23年 2月24日理事会承認
平成23年 3月18日理事会一部改正
平成24年 3月15日理事会一部改正
平成27年10月28日理事会一部改正
令和 2年12月 4日理事会一部改正
令和 4年12月 2日理事会一部改正